

## 「令和 7 年度 可児の企業魅力発見フェア」委託業務 仕様書

### 1 委託業務名

「令和 7 年度 可児の企業魅力発見フェア」委託業務

### 2 委託業務の目的

人口減少社会を迎え、市内中小企業にとって、人材の確保が大きな経営課題となっている。そのような中で、地元高校生が将来市内企業に就職することができるよう働きかけ、市外流出を防止していくことが不可欠である。そこで、市内企業及び地元高校生を一堂に集めた合同企業フェアを開催し、市内企業に対する高校生の理解を深め、市内定着に向けた機運醸成を図るものとする。

### 3 業務委託期間

契約の日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

### 4 可児の企業魅力発見フェアの概要

開催日時：令和 8 年 1 月 23 日（金）9：30～16：00

会場：可児市文化創造センター ala（可児市下恵土 3433 番地 139）

ブース設置会場（演劇ロフト、音楽ロフト、美術ロフト、ギャラリー、レセプションホール）

参加者想定 近隣高等学校等の 1 年～2 年生（一般入場も可とする）

出展募集数 65 社 ※出展料は無料とする。

○近隣高等学校等については参加時間帯を事前に調整し、以下のいずれかの回に参加する。

第 1 ターム 9：40～11：00

第 2 ターム 11：10～12：30

第 3 ターム 14：35～15：55

○参加生徒はブース設置会場を順に回遊し、それぞれの会場で 1 つ以上の出展企業のブースへ訪問する。

併催企画 出展企業向けセミナー

会場 可児市文化創造センター ala 映像シアター

昼休憩後（13：30～）、60 分程度のセミナーを開催する。

内容 事業者向け外国人材活用支援

### 5 委託業務の内容

受託者は以下の（1）～（10）の業務を実施すること。

(1) 事業全体の企画構成について

- ア 高校生を対象としたイベントであるため、多様なニーズがあることに配慮するとともに、市内企業の魅力を最大限発信できる内容とし、運営すること。
- イ 来場した高校生が関心を持ち、安全かつ円滑に出展企業のブースを回ることができる運営体制や仕掛けづくりをすること。

(2) 近隣参加校への対応

- ア 本業務に関して必要な高等学校等との事前・事後調整を行うこと。
- イ 本業務に関連した事前・事後学習等の取り組みについての提案も可とする。  
(参加予定人数：700 人程度)

(3) 出展企業への対応

- ア 出展企業からの各種問合せに対応する窓口を設けること。
- イ 事業趣旨の説明など、イベント前後に必要なサポートを行うこと。
- ウ 出展企業が確定した後は、出展企業にブースにおける設備や電源等についての説明を行い、問合せ等に対応すること。
- エ ブース設営作業終了後、事前準備のため来場する出展企業への対応を2名以上で行うこと。日時は令和8年1月22日15:00～18:00とする。
- オ 出展に際しては、高校生の就職解禁に関する申し合わせに違反することのないよう、企業情報提供内容についてガイドラインを定め、遵守させること。ガイドラインの詳細については、市と協議の上で決定するものとする。

(4) 会場設営

仕様に基づきブースの設営を行うこと。(総ブース数想定：65)

ブース仕様 ※各会場のブースの配置は、別紙ブース配置図による

パターンA 紫&桃(地区センター備品) 横長

背面パネル (高さ120cm×幅180cm程度)

企業のサインパネル (ブース番号、企業名、業種を明記)

机 1台 (幅180cm×奥行45cm)

椅子 5脚 (出展企業用2脚、来場者用3脚)

パターンB ala 備品 縦長 2枚使い

背面パネル (高さ210cm×幅180cm程度)

企業のサインパネル (ブース番号、企業名、業種を明記)

机 1台 (幅180cm×奥行45cm)

椅子 5脚 (出展企業用2脚、来場者用3脚)

パターンC 黄緑&水色 既存設備

背面パネル ギャラリー内可動式パネルまたはギャラリー壁面を使用

(高さ 260cm×幅 280 cm程度)

企業のサインパネル (ブース番号、企業名、業種を明記)

机 1 台 (幅 180cm×奥行 45cm)

椅子 5 脚 (出展企業用 2 脚、来場者用 3 脚)

資材の搬入は令和 8 年 1 月 22 日 (木) 9 : 00 から行うこととし、その後設営を行い、同日 15 : 00 までには完了すること。

#### (5) 総合案内ゾーンの設営

ア 会場内出入口付近に、総合案内を行うブースを設置すること。また、高校生以外の来場者に対し、受付票の記入などを行うコーナーを設置すること。

イ 来場者の誘導に必要な「会場案内看板」等を設置すること。

#### (6) 資材の手配・調達・運搬

ア レセプションホールに配置するブースについて、ブース毎にアームスポットライト (10wLED) を 2 灯以上配置し、必要な明るさを確保すること。アームスポットライトの調達、設置 (電気工事含む) 及び撤去に係る費用は委託料に含むものとする。

イ ブース毎に 100v コンセント 1 口以上を確保し、資材の調達・設置・撤去に係る費用は委託料に含むものとする。(電源ケーブルを適切にカバーする等、来場者の安全に配慮した設営とすること。)

ウ 背面パネル (高さ 120cm×幅 180cm) 計 35 枚及びパネル脚 70 本および椅子 10 脚を下恵土地区センター、今渡地区センター (内訳は別途指示) より運搬し、会場に搬入する。

#### (7) 搬出・会場撤去

ア 搬出・撤去はイベント終了後 16 : 00 から行い 18 : 00 までに完了すること。

イ 背面パネル (高さ 120cm×幅 180cm) 35 枚及びパネル脚 70 本および椅子 10 脚を下恵土地区センター、今渡地区センターへ運搬し返却する。

#### (8) イベント当日の運営

ア 市と連携し、適切にイベントの進行管理を行うこと。

イ 名会場 (演劇ロフト、音楽ロフト、美術ロフト、ギャラリー、レセプションホール) につき案内スタッフを 2 人以上配置し、来場者を安全かつ円滑に誘導すること。ま

た、総合受付に常時スタッフを配置し、大学生・保護者等高校生以外の来場者に受付票を配布し、回収すること。

ウ 危機が発生し、避難が必要になった際、来場者や出展企業の混乱を招くことがないよう、迅速かつ安全に避難ができるよう誘導すること。

#### (9) 併催企画 出展企業向け講演会の運営

ア 外国人材の雇用をテーマとした講演会を開催し、出展企業の誘導、講演会の進行を行う。講演会は60分程度とし、13:30~14:30に実施する。

イ 講演内容及び講師の決定については市と協議の上で決定し、講師への謝礼及び交通費は市の負担とする。

内容：事業者向け外国人材活用支援

会場：映像シアター（定員100名）

#### (10) 来場者配布用パンフレットについての企画提案

ア 出展企業の情報を分かりやすく紹介し、主な来場者である高校生が、興味関心を持ってブースを回ることができるような、魅力あるパンフレットの構成案を企画し、レイアウト案を示すこと。

イ 示された案を基に原稿を作成し、印刷に係る費用は市の負担とする。

### 6 イベントの運営体制について

#### (1) 業務管理責任者

契約期間中、本業務を担い、各会場の会場管理責任者や市担当者との調整窓口ともなる業務管理責任者を配置すること（イベント業務に従事した実績を有する者とする）。

#### (2) 実施体制表の作成

本業務の実施体制表を作成すること。また、事故や自然災害など緊急事態が発生した場合に備え、来場者や出展企業の安全を確保するための危機管理体制及びその対応方法を明確にしておくこと。

(3) 次回以降のイベント告知用として写真撮影等、イベントの様態を記録すること。

### 7 市への提出書類

#### (1) 実施計画書

契約締結後、速やかに本業務実施に係る事業計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を作成し、市の承認を得ることとする。また、本業務の実施に当たっては、市と十分協議した上で行うこと。

#### (2) 委託業務実績報告書

受託者は、委託業務一式に係る委託業務実績報告書（記録写真を含む）を業務委託期間内

に提出すること。(体裁：書面1部・電子データ(CD)1部)

(3) 委託業務完了届

受託者は、本業務完了後速やかに、委託業務完了届を市に提出すること。

(4) その他

市は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は、事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合があるが、速やかに協力すること。本業務終了後も同様とする。

## 8 関係書類等の整備

本業務実施に関する総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿等を整備し、本業務終了後5年間は保存すること。

## 9 支払条件等

市は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。

## 10 著作権等に関すること

(1) 著作権の帰属

成果物及び本業務の遂行に伴い生じた知的財産(以下「成果物等」という。)に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定の権利を含む。)は、発注者が受注者に対し業務委託料の支払いを完了した時点で、発注者に帰属するものとする。なお、当該著作権の移転に伴う対価は、業務委託料に含まれるものとする。

(2) 著作者人格権の取扱い

受注者は、成果物等の利用につき、発注者及び発注者が指定する第三者に対し著作者人格権を行使しないものとする。

## 11 業務の適正な実施に関する事項

(1) 企画提案内容の遂行

受託者は、本仕様書及び企画提案書の内容に基づき、本業務を遂行すること。また、契約した委託料の範囲内で、軽微な変更、追加業務に応じること。

(2) 関係法令等の遵守

受託者は、職業安定法、労働基準法、労働関係調整法その他の関係法令を遵守すること。また、前記のとおり、本業務遂行の過程において、出展企業が高校生の就職解禁に関する申し合わせに違反することのないよう、企業の出展基準や出展概要及び受託者が企画運営する内容について、あらかじめ市と協議の上、設定すること。

(3) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはでき

ない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、市と協議の上、その一部を委託することができる。なお、委託先には、市内企業の選定に努めること。

#### (4) 個人情報保護

個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」による。

#### (5) 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本業務終了後も同様とする。

#### (6) 知的財産権の取扱い

受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、或いは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用に当たり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処する。

#### (7) 業務内容の変更・中止等における取扱い

業務内容の変更・中止等における取扱いについては、市と協議すること。

#### (8) 第三者に対する損害賠償責任

受託者は、本業務を行うに当たり、第三者に損害を生じさせた場合、当該第三者に対する損害の賠償の責任を負わなければならない。

## 12 業務の継続が困難となった場合の措置

受託者との契約期間中において、受託者による本業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

### (1) 受託者の責めに帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合

受託者の責めに帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合には、市は契約の取消しができる。この場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく本業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

### (2) その他の事由により本業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、市及び受託者双方の責めに帰すことができない事由により本業務の継続が困難となった場合、本業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に本業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

## 13 その他

### (1) 会場については、市が直接予約を行い確保し、利用料は市が支払う。

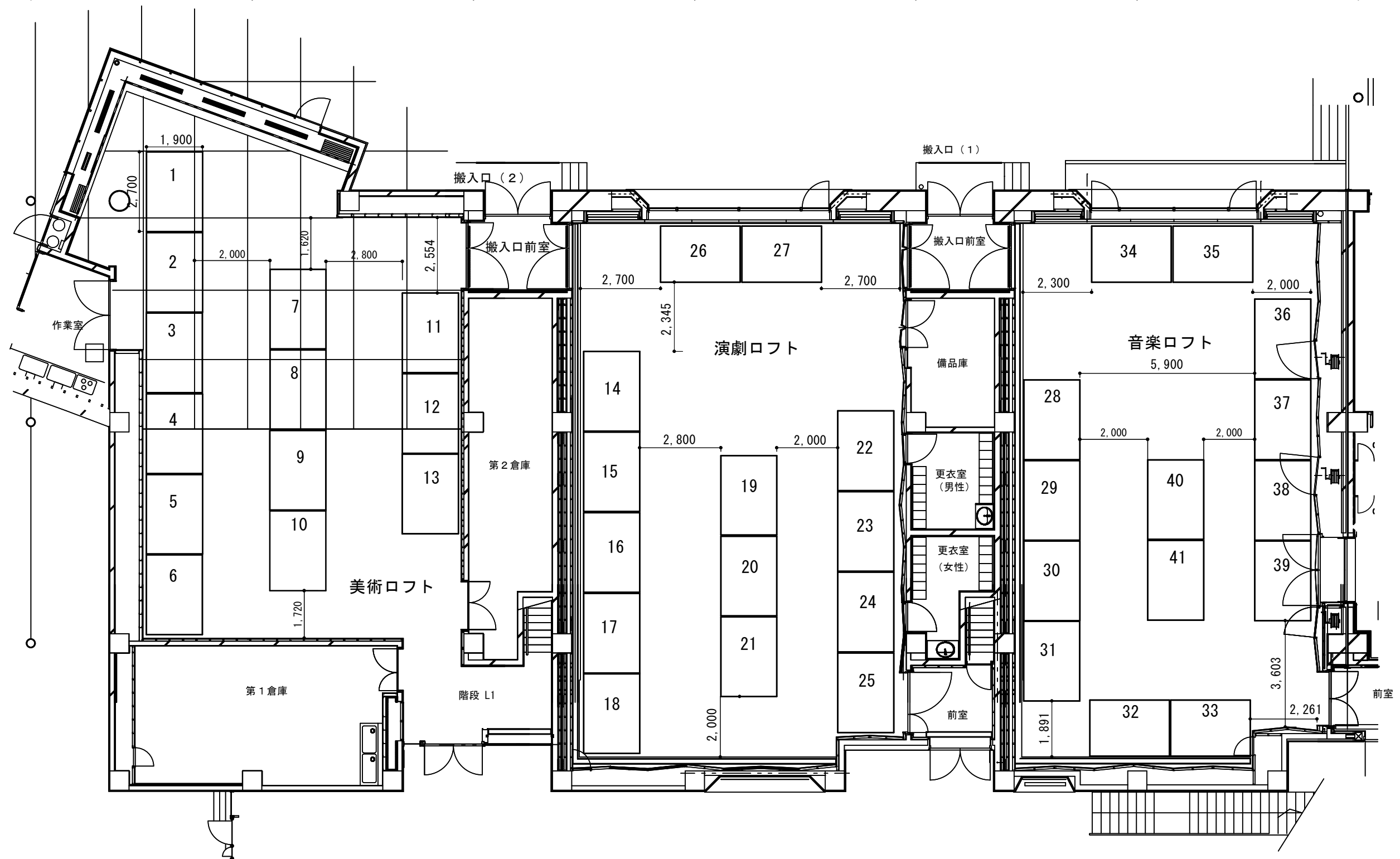
ブースに配置する机、椅子については可児市文化創造センター ala の備品を使用する。

受託者は市と共同し、可児市文化創造センター a1a 管理者と会場の使用方法（設営・撤去の方法と利用時間帯、備品等の使用など）について協議・調整を行うこと。

（２）本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後、詳細な打ち合わせにより、市及び受託者双方合意の上、決定するものとする。

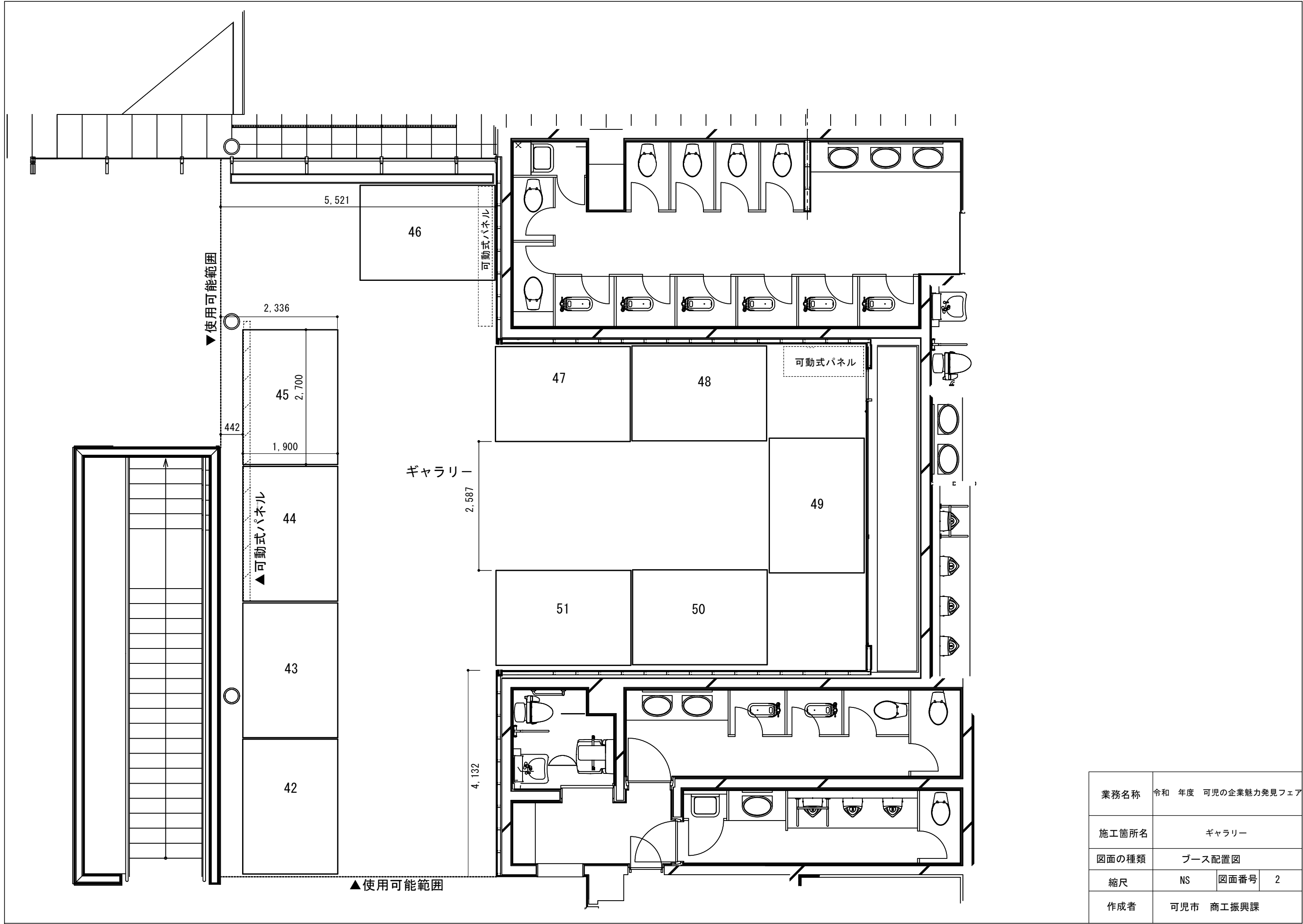
（３）本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により本業務を進めるものとする。

（４）この契約の締結後、法令の改正等により、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定による消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の額に変動が生じた場合は、市は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

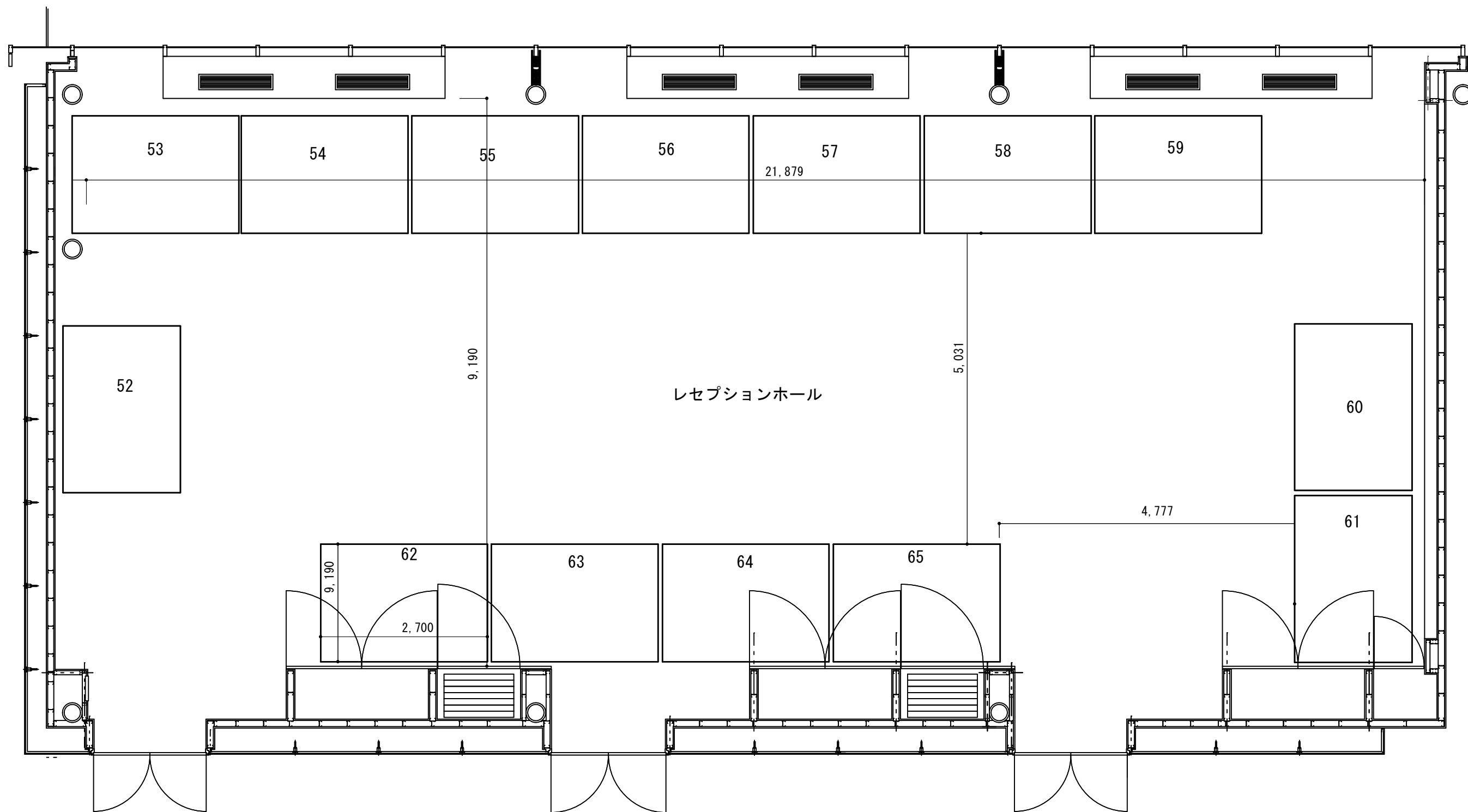


|       |                    |      |   |
|-------|--------------------|------|---|
| 業務名称  | 令和 年度 可見の企業魅力発見フェア |      |   |
| 施工箇所名 | 美術ロフト・演劇ロフト・音楽ロフト  |      |   |
| 図面の種類 | ブース配置図             |      |   |
| 縮尺    | NS                 | 図面番号 | 1 |
| 作成者   | 可見市 商工振興課          |      |   |





|       |                    |      |   |
|-------|--------------------|------|---|
| 業務名称  | 令和 年度 可児の企業魅力発見フェア |      |   |
| 施工箇所名 | ギャラリー              |      |   |
| 図面の種類 | ブース配置図             |      |   |
| 縮尺    | NS                 | 図面番号 | 2 |
| 作成者   | 可児市 商工振興課          |      |   |



|       |                    |      |   |
|-------|--------------------|------|---|
| 業務名称  | 令和 年度 可児の企業魅力発見フェア |      |   |
| 施工箇所名 | レセプションホール          |      |   |
| 図面の種類 | ブース配置図             |      |   |
| 縮尺    | NS                 | 図面番号 | 3 |
| 作成者   | 可児市 商工振興課          |      |   |